

A stylized landscape illustration featuring rolling green hills in the foreground and background. On the left, there is a green tree, a purple flower, and some orange foliage. A small red bird is flying in the sky above the tree. The sky is composed of horizontal bands of blue and white. The overall style is flat and modern.

災害支援ナースについて

長崎県看護協会 災害看護委員会

災害支援ナースとは （日本看護協会 看護実践情報 災害看護より）

・ 看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めると共に、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職の事です。

・ 都道府県看護協会の会員であることが必要です。

・ 災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型が基本です。



IV 災害支援ナース活動の実際

状況に応じて避難所と医療機関での活動を行う

1. 医療機関での活動

主な看護活動

- ♥ 病院の復旧への取り組み
- ♥ 集中治療を受ける重症患者への援助
- ♥ 慢性疾患患者の急性増悪の予防、対応
- ♥ 心のケア

※活動にあたっては医療機関の指示に従う

現地スタッフへの配慮

- ♥ いろいろと投げかけるのではなく、選択してもらうようにする
- ♥ 激励するのではなくねぎらう
- ♥ 負担を増やさず、分担するようこころがける
- ♥ 心身をいたわり休養をとるようすすめる

2. 避難所での支援

1) 生活環境への援助

- ♥ 冷暖房などの温湿度調節や換気、照明、騒音の配慮
- ♥ ペットなどの動物の扱い
- ♥ 分煙への配慮(喫煙コーナーの設置、配慮)
- ♥ 靴を脱いで生活できる空間とする
- ♥ 災害後の経過や季節の移り変わりを考慮して支援する

2) 食生活の援助

- ♥ 食事状況の把握(不足時はアセスメントし報告)
- ♥ 年齢・体調・疾患により食事への配慮が必要な人に対する食事メニューのアドバイスを行う
- ♥ 食品管理の確認
- ♥ 食中毒予防対策
- ♥ 十分な水分補給への援助

3) 保清・排泄への援助

- ♥ 介助を要する人や入浴できない人に対する清拭・洗髪
- ♥ 排泄介助・支援

4) 睡眠・プライバシーの確保に対する援助

- ♥ スペースの確保
- ♥ 仕切りを作るための物資の確保
- ♥ 着替えの場や静養室、授乳室の確保

5) 活動に対する援助

- ♥ 生活リズムを整えるきっかけづくり
- ♥ 運動不足解消のための朝のラジオ体操
- ♥ 気分転換を図る活動の推進
- ♥ 子供たちの遊び場づくり

IV 災害支援ナース活動の実際

6) 精神面への援助

- ♥ 災害後のストレス反応への理解を促す
- ♥ やり場のない怒りへの反応
- ♥ 話し相手になる
- ♥ 定期的な巡回相談、声掛け
- ♥ 交流の場づくり

7) 健康管理

- ♥ 被災者の健康チェック
- ♥ 災害関連疾患：肺炎、エコノミークラス症候群、熱中症などへの対応
- ♥ 感染予防：インフルエンザ、感染性胃腸炎、食中毒など

- (1) 手洗い、うがいができる場所
簡単な設備を準備する：手指消毒剤、擦込み式消毒剤、ウェットティッシュ、石鹸など
- (2) マスク（サージカルマスク）の準備と咳エチケット（必要時隔離する）
- (3) 避難所のトイレ、洗面所などの汚染された場所の正しい清掃と消毒
- (4) 食器の工夫：使いすて、ラップ使用など
- (5) 廃棄物（吐物、排泄物、生ゴミなど）の適切な処理、ゴミの分別
- (6) 避難所や救護所や隔離室の環境整備
- (7) 換気
- (8) 寝具類の清潔管理

(9) 賞味期限の切れた食材の廃棄

8) 他職種、現地スタッフとの連携した活動

- ♥ 物資の整理整頓
- ♥ 避難所運営に協力
- ♥ 福祉避難所の活用
- ♥ 適宜ミーティングへの参加

9) 二次災害への対応

- ♥ 事前確認内容
 - (1) 避難ルート：複数箇所を確認しておく
 - (2) 安全な場所（集合場所）
- ♥ 発生時の対応
 - (1) 誘導
 - (2) 被災者の安否確認

MEMO

	災害支援ナース	DMAT（日本・ローカル）
管轄	日本看護協会	厚生労働省・都道府県
派遣時期	災害発生の3日後～1ヶ月	災害発生直後
活動期間	3泊4日（移動日も含めて）	72時間
構成員	看護師	医師・看護師・調整員
活動内容	都道府県看護協会の要請を受けて派遣。被災した都道府県の看護協会員または派遣された支援ナースとともに活動	災害発生直後より、救助などに関すること 治療の優先度決めるトリアージの知識と実践より専門的知識と技術が必要

災害支援ナースになるには



【要件】

- 都道府県看護協会の会員であること
- 実務経験年数が5年以上であること
- 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- 災害支援ナース養成のための研修を受講していること

長崎県看護協会 災害支援ナース登録条件

- 1) 看護協会会員であること
- 2) 経験年数 **5年以上**
- 3) 看護協会主催の災害研修修了者

*** 基礎編を受講された方は災害支援ナースの登録ができます**

- 4) 3) と同等の災害看護研修修了者で、本人の登録申請の申し出により審査し承認されたもの



【登録に望ましい条件】

- ・ 定期的（年に1回程度）に本会または都道府県看護協会で開催する災害看護研修もしくは合同防災訓練への参加が可能であること。
- ・ 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入していること。
- ・ 帰還後に都道府県看護協会が主催する報告会、交流会への参加が可能であること。

登録方法

長崎県看護協会ホームページ→用紙ダウンロード
(災害支援ナース登録書)



必要事項を記入



所属長承認



長崎県看護協会提出



登録更新期間

- 都道府県協会が定める災害支援ナースの更新期間に沿って**定期的**な登録更新が必要。
- ＊長崎県看護協会＝登録者は必要な研修を受け**1回/3年更新**

